

前回定例会（6月2日）以降の原子力規制庁の動き

令和3年7月7日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

6月9日 第12回原子力規制委員会

議題2 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の検討状況と今後の方向性について

議題3 核物質防護に関する情報を含む原子力規制検査及び被規制者等との面談の記録文書の保存期間の見直しについて

6月16日 第14回原子力規制委員会 臨時会議（非公開）

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況について

6月30日 第18回原子力規制委員会 臨時会議（非公開）

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況について

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

（審査会合）

- ・原子力発電所の新規性基準適合性に係る審査会合
なし

（ヒアリング等）

- ・新規性基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（6、7号炉）
6月10日【101】、6月22日【102】、7月1日【103】

【規制法令及び通達に係る文書】

なし

【被規制者との面談】

- 5月27日 新規性基準適合審査（特定重大事故等対処施設）への対応について（柏崎刈羽原子力発電所設置許可）
- 6月3日 新規性基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）
- 6月7日 新規性基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）
- 6月8日 新規性基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）
- 6月14日 柏崎刈羽原子力発電所第7号機に係る使用前事業者検査に関する事業者との面談

- 6月15日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）
- 6月16日 新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（柏崎刈羽6、7号機）
- 6月24日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）
- 6月29日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）
- 7月 1日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）

【その他・公開会合】

4月29－6月12日 東京電力・福島第一原子力発電所の事故から10年にあたって動画配信

【柏崎刈羽原子力規制事務所】

なし

【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」（<https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/new/list-1.html>）にて発表

直近の主な更新情報は以下のとおり

- ① 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量
<令和3年7月6日版>（令和3年7月4日測定分）
https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/15000/14978/24/192_20210704_20210706.pdf
- ② 福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果
<令和3年7月6日版>（試料採取日：令和3年6月21日、6月27日～7月3日）
https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/15000/14982/24/278_4_20210706.pdf

以上

令和 3 年 7 月 7 日
「地域の会」第 217 回定例会

柏崎刈羽原子力規制事務所

前回定例会時における須田委員からのご質問への回答

(問 1)

原子力災害の対応にあたり、どのような場合にオフサイトセンターに関係機関が集まるのか。

(回答)

○ オフサイトセンターは、原子力災害対策特別措置法で規定されている「緊急事態応急対策等拠点施設」の略称であり、原子力災害が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や地方公共団体の災害対策本部等が原子力災害合同対策協議会を組織し、情報を共有しながら、連携のとれた原子力災害対策を講じていくための拠点です。

○ 原子力災害への対応については、地震の規模や原子力施設の状況に応じて、緊急事態を警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の 3 つに区分し、それぞれの事態に応じて、オフサイトセンターにおける体制が規定されています。

警戒事態においては、オフサイトセンターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部が設置され、原則として原子力規制事務所の職員で対応することとなります。

施設敷地緊急事態においては原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部が、全面緊急事態においては原子力災害現地対策本部が設置され、あらかじめ指定された関係省庁、地方公共団体、関係指定公共機関及び原子力事業者等が参集し、原子力災害対応にあたることとなります。

(問 2)

オフサイトセンターにおけるオンライン会議の活用について伺う。

(回答)

○ オフサイトセンターには、国、関係自治体等を繋ぐ統合原子力防災ネットワークシステムが整備されており、警戒事態以降、官邸、原子力規制

庁緊急時対応センター（ERC）、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、関係地方公共団体、関係指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動することとされています。このテレビ会議システムを使用して相互に情報共有や調整を行う他、施設敷地緊急事態における現地事故対策連絡会議、全面緊急事態における原子力災害合同対策協議会等をオンライン会議により開催し、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体がそれぞれ実施する対策について相互に協力するものとされています。尚、緊急事態下においても使用できるようにテレビ会議システムは回線の多重化が講じられており、電話、FAXも同様の措置を講じています。

※ 添付資料

「【地域の会ご説明資料】オフサイトセンターの概要」

【地域の会ご説明資料】

オフサイトセンターの概要

2021. 7. 7

柏崎刈羽原子力規制事務所

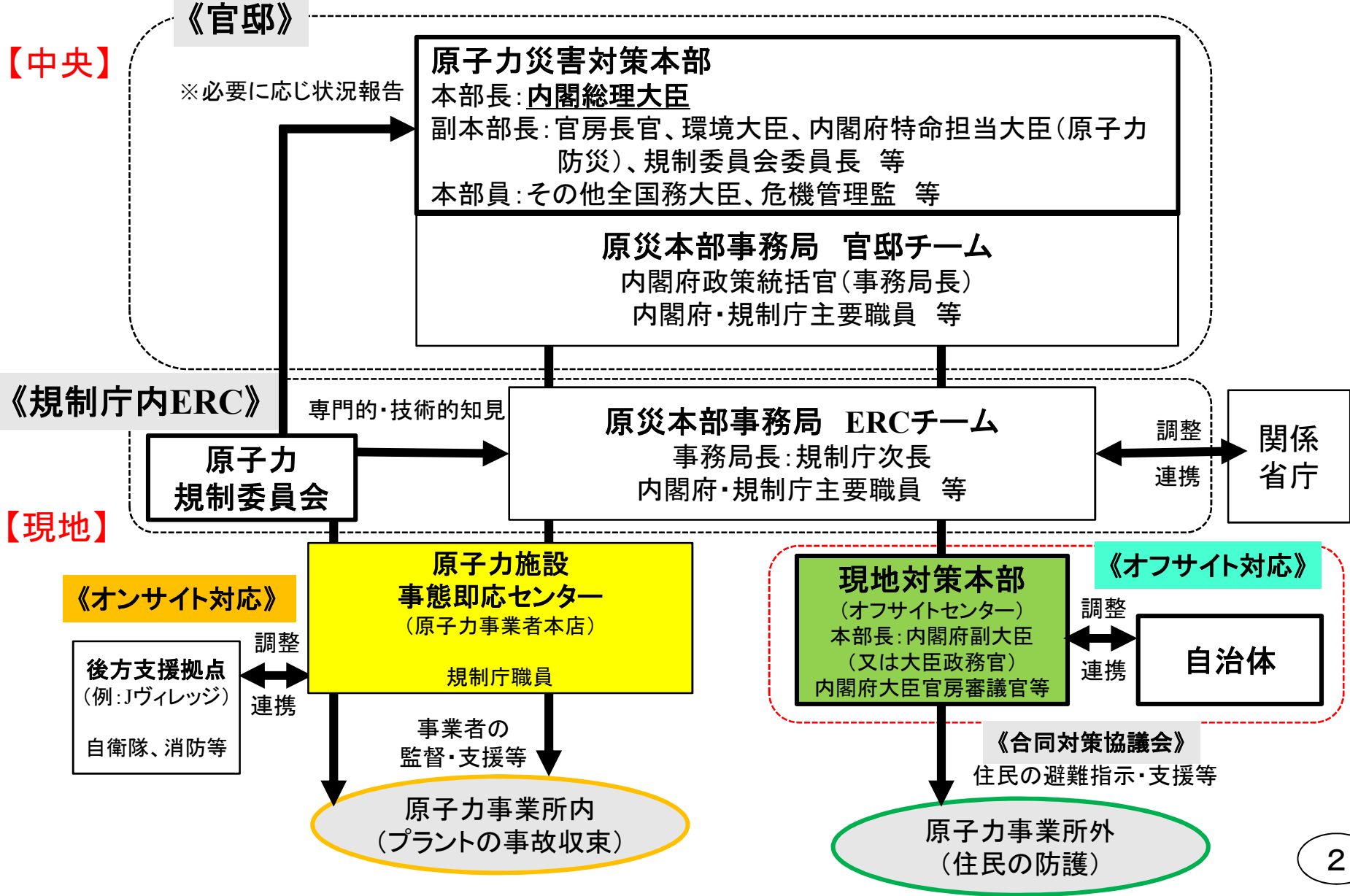


原子力緊急事態に応ずる体制

		警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態 (SE)	全面緊急事態 (GE)
中央 官邸 ERC		原子力規制委員会・内閣府 原子力事故合同警戒本部 (事故警戒本部)	原子力規制委員会・内閣府 原子力事故合同対策本部 (事故対策本部)	原子力災害対策本部 (原災本部)
		特定、非常(緊急)災害対策本部(複合災害発生時)		
現地 O F C	体制	原子力規制委員会・内閣府 原子力事故合同現地警戒本部 (事故現地警戒本部)	原子力規制委員会・内閣府 原子力事故合同現地対策本部 (事故現地対策本部)	原子力災害 現地対策本部 (原災現地本部)
	会議体	—	現地事故対策連絡会議	原子力災害 合同対策協議会
	主体	規制事務所員が参集し対応	国、自治体等の要員が参集し対応	
	新潟県	—	現地対策本部 (新潟県、PAZ・UPZ市町村)	

全面緊急事態における危機管理体制

【原子力災害対策マニュアル】



緊急事態区分と現地の対応

情報収集事態

原子力災害対策マニュアル

例：立地市町村で5弱又は5強の地震

- ・合同現地情報連絡室設置
- ・原子力防災専門官等参集
(原子力運転検査官は発電所へ)

警戒事態(AL)

原子力災害対策マニュアル

例：立地市町村で6弱以上の地震、全交流電源喪失のおそれ

- ・事故現地警戒本部設置
- ・OFCの立ち上げ準備
- ・中央：現地要員派遣準備

施設敷地緊急事態(SE)

原災法10条(原子力防災管理者の通報義務等)

例：全交流電源の30分以上喪失

- ・OFCの立ち上げ
- ・事故現地対策本部設置
- ・関係自治体・機関要員参集
- ・(国)職員、専門家の派遣

全面緊急事態(GE)

原災法15条(原子力緊急事態宣言等)

例：全交流電源の1時間以上喪失

- ・原災現地本部設置
(参集要員はSEと同じ。)

オフサイトセンターの組織

現地事故対策連絡会議／原子力災害合同対策協議会

○目的：原子力緊急事態に関する情報の共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力

○国・関係自治体、その他の参加組織の代表者等で構成

○国：現地本部長（内閣府副大臣または内閣府政務官）

副本部長・事務局長（内閣府官房審議官）

○県：県災害対策本部長又は災害対策本部の災害対策本部員、その他の職員で県災害対策本部長から委任を受けた者

○市町村：災害対策副本部長又は災害対策本部の災害対策本部員、その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者

○指定公共機関の代表者から権限を委任された者

○原子力事業者の代表者から権限を委任された者

○都道府県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者

○連絡会議／協議会をサポートするため、国・関係自治体、その他の参加組織の職員等で構成する、機能班を設置

総括班

広報班

放射線班

医療班

住民安全班

運営支援班

実動対処班

プラントチーム

機能班の主な業務と構成

機能班	業 務	構成員
総括班	原子力合同対策協議会の運営・事務、各機能班の情報の集約及び総合調整 等	国、自治体、事業者等
広報班	原災現地本部における記者会等との調整及び記者会見資料の作成、現地の記者からの問い合わせ対応 等	国、自治体、事業者等
放射線班	緊急時モニタリング等に関する情報提供、緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整 等	国、自治体、事業者等
医療班	避難住民の汚染の測定・除染等の支援等、安定ヨウ素剤の服用に関する指示の自治体への伝達、公衆の被ばく線量の把握 等	国、自治体、事業者等
住民安全班	災害に関する情報の収集、住民の避難状況及び救助・救急活動に関する状況の把握及び活動調整、避難住民等に係る食料・必需品、資機材等の調達に関する対する自治体から国への要望聴取 等	国、自治体、実動組織等
運営支援班	OFCの運営に係る後方支援（環境整備、食料等の調達、衛生管理、通信回線の確保 等）	国、自治体、事業者、運営支援業者等
実動対処班	オンサイト対応及びオフサイト対応に関する実動組織の状況の情報共有、実動組織の関与が必要な事項について、実動省庁及びERC実動対処班との連絡・調整 等	国、実動組織等
プラントチーム	ERCプラント班との情報共有、プラント状況の現地での自治体等への説明、のプラント状況の情報提供 等	国、事業者等

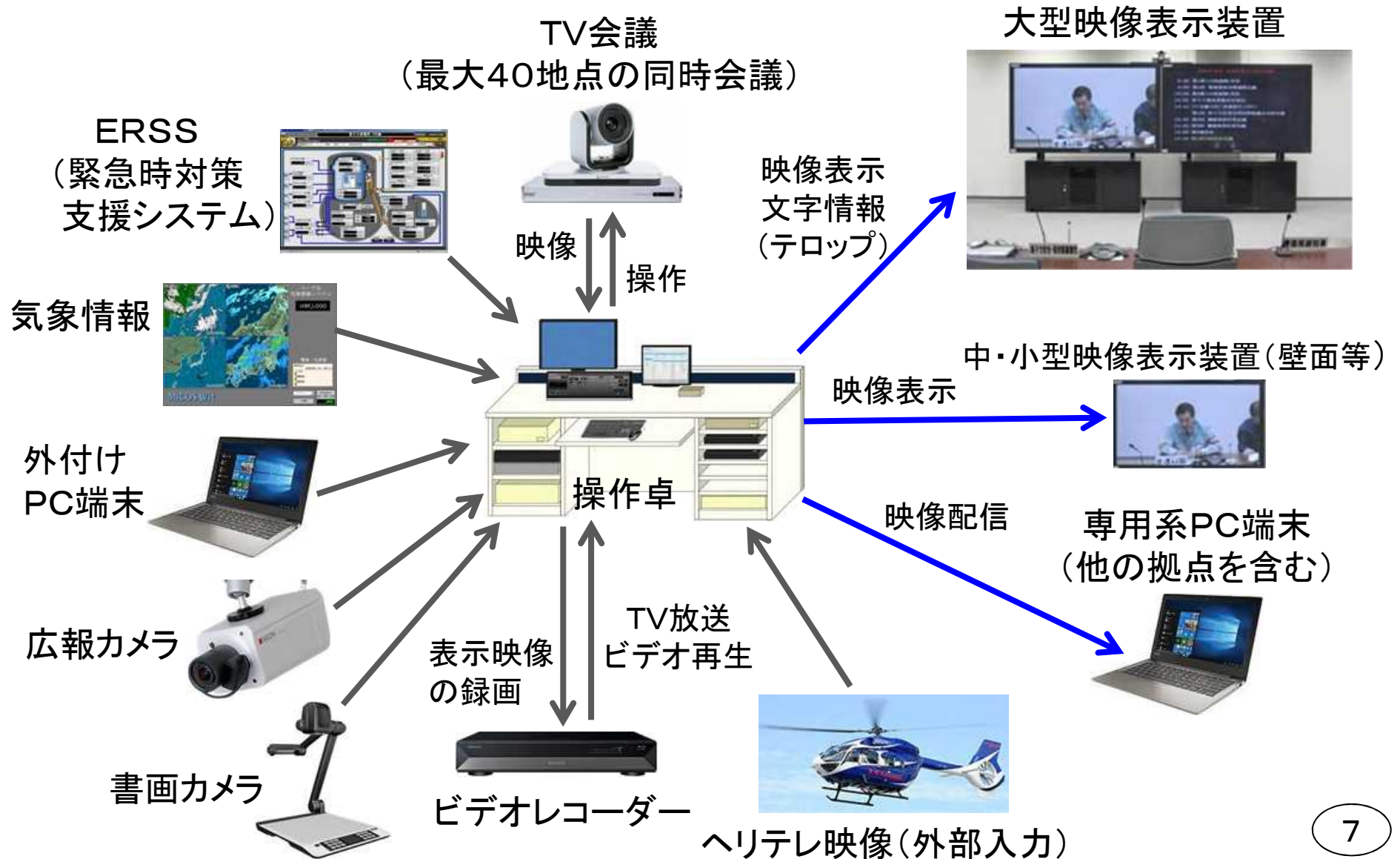
※ 各機能班長及びチーム長は、内閣府及び規制庁の企画官・補佐級が指定されている。

オフサイトセンターのネットワークシステム

- 統合原子力防災ネットワーク
 - 設備
 - TV会議システム、予備TV会議システム
 - インターネット、電話、FAX、緊急時対策支援システム(ERSS)、気象情報システム、その他
 - 保有回線
 - TV会議システム：(専用1回線、衛星1回線)
 - 電話：一般回線、専用回線、衛星2回線
 - FAX：一般回線、専用回線、衛星2回線
- 事業者設置ネットワーク
- 新潟県設置ネットワーク

統合原子力防災ネットワーク

◆情報共有／TV会議(全体会議室)



オフサイトセンターの非常用設備

非常用発電機 × 2
(燃料タンク: 7日分)



放射線防護設備



フィルドリングシステム

無停電電源装置



除染室



【原災法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令】